

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年10月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000044号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000027号

第1 結論

昭和55年12月から昭和57年3月までの請求期間及び昭和61年6月から平成元年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年12月から昭和57年3月まで
② 昭和61年6月から平成元年12月まで

請求期間について、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を立て替えて納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が請求者の将来を案じて、国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨陳述しているところ、請求者の国民年金の加入手続は、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)の前後の国民年金番号に係る任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和57年9月頃に行われたと推認できることから、請求期間の国民年金保険料を現年度納付又は過年度納付により納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、保険料を納付していたとされる母親は既に亡くなっていることから、請求期間の保険料を納付していることをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。